文化祭実行委員会会計部門

値上げについて

1. 値上げの要件

 以下に当てはまる団体は販売価格の値上げを文実執行部に申請することができる。

 - 売れ残りが発生しうる状況においても、価格変更なしの場合と同様に当日の値下げはできない。
 - 価格変更なしの場合と同様、利益分は各団体に還元されず文実執行部が回収し翌年に繰り越して文実が活用する。
 - 値上げをするに足る理由が存在する。
 - 申請後の価格設定の話し合いに応じる。
 - 話し合いにおいて、価格がまとまらなかった場合には一般の価格設定の式に則り販売価格を算出する。
 - 法外な値上げを行わない。

2. 値上げの方法

 Microsoft Forms を用いて申請をする。その申請を文実が承認した後、実際の価格を決定する話し合いに出席し、そこで販売価格の決定を行う。話し合いの時期は夏休み明けを予定している。

Forms 提出の期限は 8/31 23:59 とします